

27年度 国民健康保険税 納税通知書

後期高齢者医療保険料 決定通知書兼納付(納入)通知書

を送付します

国民健康保険税

27年度 国民健康保険税(国保税)の

納税通知書を送付します

27年度の国民健康保険税(国保税)納税通知書を、7月13日(月)に送付します。

納期は9回です

納付書や口座振替の方法(普通徴収)で納付する方は、原則、7月～28年3月の9回の納期になります(左表参照)。75歳を迎える方は、後期高齢者医療保険料と重複しないよう、税額と納期回数を調整しています。

第1期の納期は7月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

年金からの天引き特別徴収の対象になる方

次の①②③の全てに該当する場合には、国保税は年金から天引き(特別徴収)となります。ただし、年度途中で75歳を迎える方など一部対象にならない世帯もあります。

- ①世帯主が国保の被保険者
- ②世帯内の国保被保険者全員が65歳～74歳
- ③特別徴収対象年金が年額18万円以上あり、介護保険料と国保税との合計が、年金額の2分の1を超えない

対象となる方には特別徴収

税額決定通知書を7月13日(月)に送付します。

今年度新たに特別徴収の対象になる方は、第3期(9月末)まで普通徴収となり、10月から特別徴収が開始されます。そのため、納税通知書と特別徴収税額決定通知書の両方を送付します。

年金からの天引き(特別徴収)から口座振替への変更

国保税の納付方法を特別徴収から、口座振替に変更することができます。希望する方は、納付方法変更の届け出を保険年金課(市役所1階)で行ってください。8月4日(火)までに手続きをした場合は、10月の特別徴収を中止し、10月末から口座振替で納付することになります。8月5日(水)以降に手続きをした場合は、12月以降の特別徴収が中止になります。ただし、これまでの国保税の納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。

手続きに必要なもの①認め印②振替口座の分かるものと届け出印③被保険者証 ※特別徴収も口座振替も、

お支払いいただく国保税の総額は変わりません。

国保税の軽減

国保税は目的税であり、原則、普通税のような非課税制度がありません。また所得の少ない方も、応分の応益割の国保税を負担することから、各種軽減措置が設けられています。詳しくは納税通知書に同封の手引きをご覧ください。

①低所得者の軽減Ⅱ世帯の所得が一定基準以下であることが確認できたときは、応益割に關する国保税の7割・5割・2割を軽減します

②非自発的失業者の軽減Ⅱ企業の倒産・解雇など非自発的失業により国保に加入した場合に、対象者の総額は変わりません。

後期高齢者医療制度

27年度 後期高齢者医療保険料の

決定通知書兼納付(納入)通知書を送付します

後期高齢者医療制度は、75歳以上(障害認定を受けている方は65歳以上)の方が対象です。27年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付(納入)通知書を、7月15日(水)に送付します。

納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収)

同通知書に添付されている納付書で納めてください。納期は原則7月～28年2月の8回です(上表参照)。既に保険料の口座振替を登録している方は、納期ごとに口座振替されます。

年金天引きで納めていただく方(特別徴収)

特別徴収は年6回の年金支給月に介護保険料と同様に年金天引きされます。27年度の保険料を4月から仮徴収として年金天引きされている方は、

場合に、対象者の前年の給与所得を100分の30として計算し、応益割に關する国保税を軽減します



③後期高齢者医療制度の創設に伴う緩和Ⅱ同一世帯所属者が国保や会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に移行することに伴って、国保加入者の国保税の負担が急激に増加することがないように、国保税を軽減します

※所得状況により軽減判定を行いますので、収入の無い方も、収入状況を申告してください。詳しくは同係☎470・7733へ。

70歳以上の方には、被保険者証に一部負担金割合(1割～3割)が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」(以下、被保険者証兼高齢受給者証)を交付していただきます。

国民健康保険 70歳～74歳の方へ 被保険者証兼高齢受給者証を更新します

被保険者証兼高齢受給者証を7月中旬に世帯主宛てに送付します。

【ご注意】今回の判定により一部負担金割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証兼高齢受給者証を引き続きご利用ください。

被保険者証兼高齢受給者証の一部負担金割合は、27年度の住民税課税所得に基づいて判定し(左下表参照、8月に更新します)。

この判定により、一部負担金割合に変更のある方には、新しい被保険者証兼高齢受給者証を交付いたします。

更新します

申請による再判定に該当し、一部負担金割合が3割から2割になる可能性があります。申請書が届いた方は、被保険者証を7月中旬に世帯主宛てに送付します。

【ご注意】今回の判定により一部負担金割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証兼高齢受給者証を引き続きご利用ください。

申請による再判定に該当し、一部負担金割合が3割から2割になる可能性があります。申請書が届いた方は、被保険者証を7月中旬に世帯主宛てに送付します。

除者証兼高齢受給者証と26年分の収入額が確認できるもの(確定申告書の控え、源泉徴収票など)を持参の上、保険年金課国保年金資格係(市役所1階)へ申請してください。申請が認められた場合、申請の翌月1日から2割負担となります。

※一部負担金割合は、毎年8月に年次更新されますが、世帯構成の変更や修正申告などにより、年次更新時以外でも変更になることがあります。また、一部負担金割合が2割の方のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特別措置の対象となり1割負担です。詳しくは同係☎470・7732へ。

27年度 国民健康保険における高齢受給者証判定基準

課税所得金額(※1)	一部負担金割合の当初判定	申請による再判定の基準	申請による再判定により変更となるもの
判定対象者の中で、145万円以上の方が1人でもいる場合	3割(現役並み所得者)	収入383万円未満(判定対象者が2人以上の場合は520万円未満)	一部負担金割合が2割(※3)になります(申請がない場合は3割と判定)
		判定対象者が1人の場合で、特定同一世帯所属者(※2)の収入も含み、収入が383万円以上520万円未満	一部負担金割合が2割(※3)になります(申請がない場合は3割と判定)
判定対象者全員が、145万円未満の場合	2割(※3)	上記以外の方	申請による変更はありません
		住民税 課税世帯(一般)(※4)	申請による変更はありません
		住民税 非課税世帯	一部負担金割合の変更はありませんが、申請により高額療養費の自己負担限度額などが下がる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます

※1: 課税所得金額とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。26年12月31日現在、世帯主で、同一世帯に合計所得38万円以下である19歳未満の被保険者がいる場合は、【課税所得金額 - (16歳未満の被保険者数) × 33万円 - (16歳～19歳未満の被保険者数) × 12万円】で算出された所得金額で、一部負担金割合の判定をします。

※2: 特定同一世帯所属者とは、国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方で、国保加入者と脱退日以降継続して同一の世帯に属する方のことです。

※3: 一部負担金割合が2割の方のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特別措置の対象となり1割負担です。

※4: 27年1月2日以降に70歳に到達する被保険者が属する世帯で、判定対象となる方の「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合には2割負担です(旧ただし書所得とは、総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額の合計額から、基礎控除額33万円を控除した金額のことです)。

「東久留米市母子保健計画」を策定しました

母子保健事業推進のために、国の計画「健やか親子21(第2次)」が、今年度から開始となりました。市では、これを踏まえ、「子どもがすこやかに成長でき、安心して子育てができるまち東久留米」を目指して、「東久留米市母子保健計画」を策定しました。計画期間は27年度～31年度の5カ年です。同計画の内容は、健康課(わくわく健康プラザ1階)、市政情報コーナー(市役所2階)、市ホームページでご覧いただけます。詳しくは健康課保健サービス係☎477・0022へ。

《今号の主な内容》

- 27年度介護保険料額決定通知書を送付します
 - 個人介護保険料の改正について意見(フリックコメント)を募集します
 - 第65回社会明るくする運動(市民のついで音楽祭)を開催します
 - 地場産野菜の夕市を開催します
- 2面
3面
4面
7面